

# 関税評価についての

## 文書による事前教示

をご利用ください

### 1. 概要

関税評価に関する事前教示は、輸入者の皆様が納税申告を適切に行うことができるよう、関税法第7条第3項に基づいて、輸入予定貨物に係る関税評価上の取扱い（法令の解釈・適用等）に関する照会に対して税関が回答を行うもので、当該照会及び回答は、原則として文書により行うこととしています。

### 2. 回答の効果

文書による照会に対する文書回答の内容は、有効期限（最長3年間）内に行われた当該文書照会・回答の対象取引に係る納税申告の審査上税関により尊重されることとなります（法令の改正等により取扱いが変わった場合を除きます）。また、照会者は、文書回答の内容と異なる見解を有するときは、意見の申出を行い、税関に対して再検討を要請することができます。

口頭による照会に対する口頭回答の内容は、納税申告の審査上尊重されるものではなく、また、意見の申出を行い、税関に対して再検討を要請することはできません。

### 3. 手続及び要件等

文書回答は、必要事項（取引の概要など）を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（税関様式C第1000号-6）」1通と審査に必要なその他の資料（売買契約書など）を、照会貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関に提出することにより求めることができます。

なお、次のような所定の要件を満たしていることが必要です。

- ・課税価格の計算の基礎となる事実についての法令の解釈等に関する照会であること
- ・具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会であること（仮定の事実関係に基づく照会でないこと）

税関は、照会書を受理してから、原則として90日以内の極力早期に文書回答を行うように努めることとしています。

### 4. 文書回答内容の公開

文書回答の内容は、照会者以外の輸入者にとっても適正な納税申告を行ううえで参考となるものであることから、税関ホームページにて原則として公開されます。

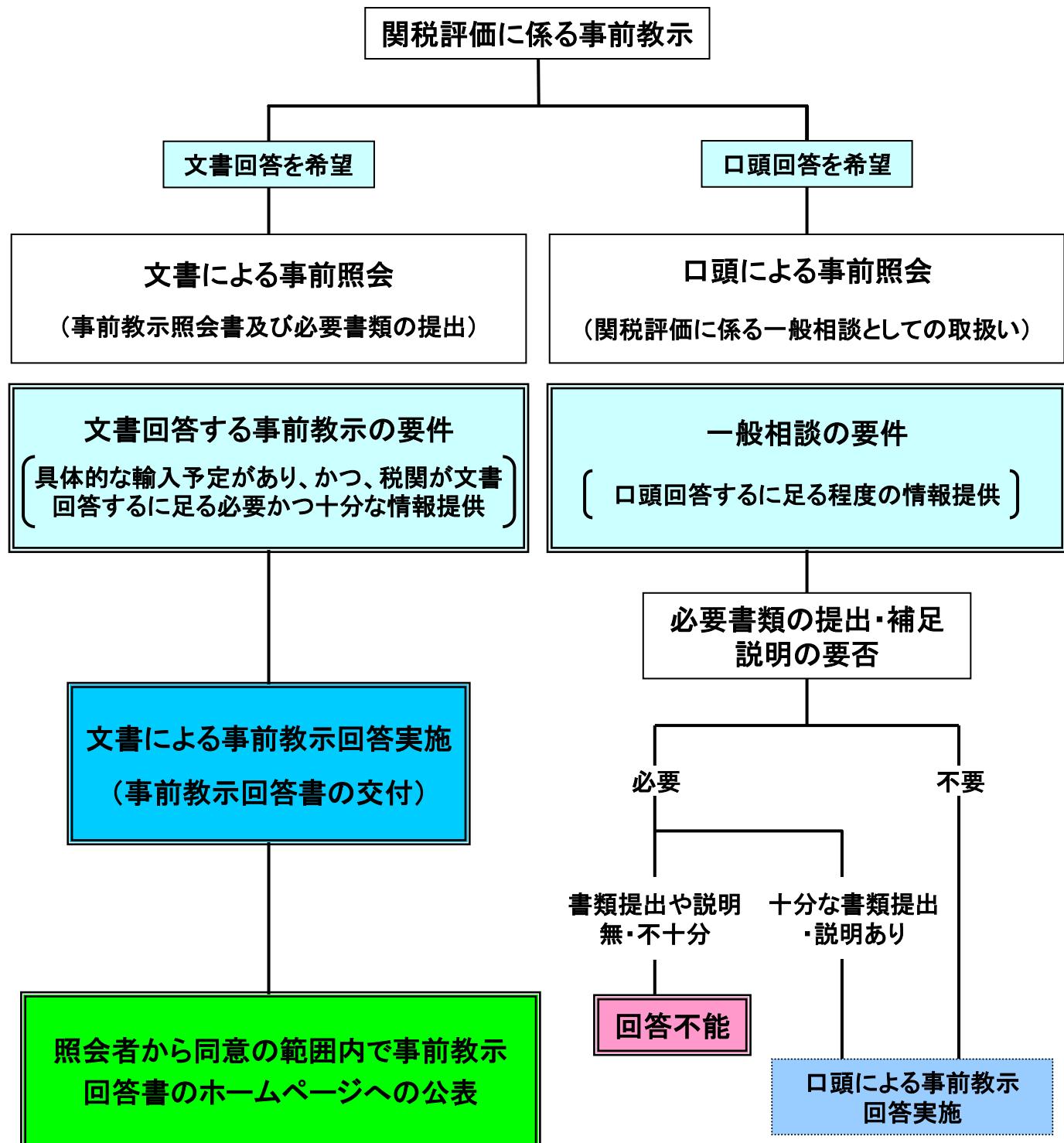
なお、公開により照会者が不利益を被るおそれがある場合で、照会者から非公開期間（180日を越えない期間）設定の要請があったものについては、当該非公開期間後に公開されます。

ただし、非公開期間経過後も、公にすることにより照会者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのある情報等、情報公開法に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分は公開されません。（照会者名は原則非公開）

（お問い合わせ先） 東京税関 業務部 首席関税評価官部門

（電話 03-3599-6411）

# 関税評価に係る事前教示のフロー図



(注) 関税評価に係る事前教示制度は、課税標準の基礎となる事実についての法令の解釈等を回答するものであり、照会内容が法令の規定に抵触するおそれのあるものや関税・消費税の軽減を主要な目的とするものについて回答することを前提としたものではありません。